

保護者の皆様へ

東京都立第五商業高等学校長

小 川 孝

基本的対策徹底期間の延長に伴う本校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、東京都では 12 月 1 日以降も基本的対策徹底期間として、引き続き基本的な感染症対策を一層徹底することになりました。東京都教育委員会の通知及び「改訂版ガイドライン」の方針を踏まえて、下記の対応を実施させていただきます。お子様と内容を確認の上、御対応をお願いします。

記

1 感染の疑いが生じた際のお願い

各家庭に、濃厚接触者と特定された場合や PCR 検査を受けることが決まったなど、感染の疑いが生じた際には、今後も学校に速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

2 学習活動について

- (1) 期間：令和 3 年 12 月 1 日(水)から基本的対策徹底期間
- (2) 内容：引き続き、全学年、時差登校・短縮時程を実施します。

4 部活動について

- (1) 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とします。
ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控えていただきます。
- (2) 活動時間は長くとも平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とします。休養日を、週当たり 2 日以上設け、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、健康管理を徹底します。
- (3) 大会等出場する場合は、開催日を起算日として 14 日前から、生徒の健康観察を行い、「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を作成・管理します。緊急時には御家庭との連絡が直ちに行えるようにいたします。

5 その他

- ・引き続き毎朝の検温、3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット、健康観察、十分な換気等、感染症予防策の徹底を引き続きお願いいたします。
- ・状況変化に伴い、予定変更もあります。変更の場合は、本校 HP・一斉メール等で配信いたします。

[問合せ先]

副校長 石 田

電 話 042 (572) 0132